

和歌山県人権施策基本方針に基づく分野別施策  
概要説明書等に関する質問・意見等について

## 目 次

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 女性の人権について  | ・ ・ ・ ・ ・ 1     |
| 子どもの人権について | ・ ・ ・ ・ ・ 2～10  |
| 高齢者の人権について | ・ ・ ・ ・ ・ 11    |
| 障害者の人権について | ・ ・ ・ ・ ・ 12～13 |

和歌山県人権施策基本方針に基づく分野別施策  
概要説明書等に関する質問・意見等について

和歌山県人権施策推進審議会  
委員氏名 大 畠 信 雄

|        |  |
|--------|--|
| 分野別施策名 | 女性の人権について  |
| 関係課 名  | 男女共生社会推進課  |
| 質問・意見等 | 電話での相談など開設されていますか。<br>設置されておれば幅広く周知される方向で検討することが大切だと思います。  |
| 回 答    | <p>県では、男女共同参画推進条例に基づき、平成14年度から県男女共生社会推進センターに、『男女共同参画相談員』2名を配置し、電話若しくは面接により、結婚、育児、介護等における性別役割分担や女性に対する暴力など女性問題解決の視点に立った相談を実施しております。</p> <p>この他、女性弁護士や女性カウンセラーによる専門相談も実施し、女性の経済的、精神的、社会的な自立を支援するとともに、それぞれのケースに応じ専門機関との連携も図って参っております。</p> <p>なお、相談窓口につきましては、県のホームページやセンター発行の機関誌などでお知らせしているところであり、その他センター主催講座等、あらゆる機会をとらえて啓発しているところです。委員ご指摘のとおり、より幅広く、様々な広報手段を使い県民の皆様にお知らせしていくことは重要であると考えてございます。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p><b>●総合相談（常設） 男女共同参画相談員2名</b></p> <p>*内 容：性別による差別的取扱いや男女共同参画を阻害することに対する相談や女性の自立・社会参画促進に向けた支援（電話又は面接）</p> <p>*実施日：月～土曜日 電話相談 9:00～20:30<br/>面接相談 9:00～17:30(要予約)</p> <p><b>●女性のための専門相談（予約制）</b></p> <p>◎法律相談</p> <p>*内 容：夫婦、財産分与、相続、セクハラ・ハラスメント等身近な法律上の問題に女性弁護士が対応</p> <p>* 実施日：月3回 13:00～16:00</p> <p>◎カウンセリング</p> <p>*内 容：家庭、職場、生き方の問題など、心の問題に女性カウンセラーが対応</p> <p>*実施日：月3回（第1～第3金曜日） 13:00～17:00</p> |

和歌山県人権施策基本方針に基づく分野別施策  
概要説明書に関する質問・意見等について

和歌山県人権施策推進審議会  
委員氏名 中 川 利 彦

|        |   |
|--------|---|
| 分野別施策名 | 子どもの人権について  |
| 関係課名   | 子ども未来課  |
| 質問・意見等 | <p>児童養護施設入所児童の人権擁護について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自立援助についての取り組みが見えてこないが、どのような取り組みをされ、またその重要性についてどう考えておられるのでしょうか。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設入所児童の自立支援は児童福祉法6条の2第1項で自立生活援助事業と位置付けられるなど重要な課題と考えられるが、中学校卒業と同時に施設を出て就職を希望する子ども達も少なくないと聞く。ところが、①職業訓練等自立するための術を身につけるための施設や制度、予算が用意されておらず、また②施設を出てすぐの児童が生活する場（住居）が用意されていないため、施設を出た児童が就業先をすぐに辞め非行に走ったり、風俗関係に入るなどの事例が見られる。</li> <li>(2) また高校を卒業して施設を出る子ども達についても、当県内の児童養護施設で、自立援助事業を積極的に行ない成功しているところはないのでしょうか。</li> <li>(3) また当県内には自立援助ホームが1カ所もない。</li> <li>(4) 県として自立援助に予算を配分し、職業訓練の実施や施設を出たあとの一時的滞留施設・自立援助ホームの設立など自立支援のための取り組みにも力を入れるべきではないでしょうか。</li> </ol> </li> <li>2 施設入所児童中に占める被虐待児の割合は近年非常に多くなっている。ところが、その子ども達をケアすべき臨床心理士が各施設に配置されていない（ごく一部の施設に非常勤で配置されているだけである）被虐待児が十分心理的ケアを受けられない結果、心が荒れ、やがて粗暴な行動、非行に走る例も見られる。各施設において臨床心理士を配置するだけの十分な資金的余裕がないことが明らかである以上、県において各施設に臨床心理士を1名常勤で配置できるよう予算措置を講ずべきではないか。</li> <li>3 児童養護施設の住環境整備への助成についてご説明願いたい。</li> <li>4 児童養護施設における職員の体罰等不適切な処遇の改善についてご説明願いたい。</li> </ol> |

回 答

1 自立援助の取り組みについて

非常に重要な課題と考えていますが、自立援助ホームにつきましては県内には設置が無い状況となっています。

厳しい社会情勢の中、施設を退所するに当たりなかなか就労の機会に恵まれない児童が多いことも認識しております。

就労指導につきましては施設が学校・ハローワーク等と協力しながら、児童の就労支援に努力しているところです。

本年4月より、県内で最初の地域小規模児童養護施設が開所したところで、年長児童に対するきめ細やかな指導を期待しています。

県としましては、入所児童が就職に際し必要な資格取得ができるよう取得にかかる費用の支援を実施しています。

(自動車運転免許 150,000円上限 運転免許以外 50,000円上限)

また、退所児童自立定着指導事業として、施設を退所した児童に対し、施設の職員が訪問して就労への取り組みや職場での人間関係についての助言、金銭・健康管理に対する助言を行う等の指導を行っています。(旅費の援助)

自立援助ホーム等の新設につきましては、財政事情等難しい問題ではありますが、必要性は認識しており、課として前向きに検討して行きたいと考えます。

2 児童養護施設への臨床心理士の常勤配置について

被虐待児童への対応につきましては厚生労働省の通知に基づき心理療法担当職員1名分の指定を届け出ていただき各施設への対応をお願いしているところです。

臨床心理士の配置につきましても国の基準に準ずる形で対応をお願いしているところです。

ただ、県内の臨床心理士につきましては全体で約30名と非常に人数が少なく、対応の難しさの一因ではないかと考えています。当課としましても、その必要性は十分認識しているところでありますので、必要な予算措置等についても検討して行きたいと考えています。

3 児童養護施設の住環境整備の助成について

本年度から、児童養護施設等の入所児童が快適な生活をおくることができるよう、施設の居住環境改善を図るため、社会福祉法人・宗教法人が経営する施設の児童の居室等の改修工事の費用について県単独の補助金を交付することとしています。

(年間予算額10,000千円 一施設5,000千円未満)

また、建て替えや大規模な修繕についても施設毎の整備方針に基づき、設置主体と協議しながら、必要な支援について検討して行きたいと考えています。

4 児童養護施設における職員の体罰等不適切な処遇の改善について

子どもたちが、安心して安全な生活を送ることができるはずの施設において、過去に一部施設で不適切な処遇が行われた、ということは認識しております。

その際、関係各位と連携を取りながら、定期監査及び特別監査を実施し、その中で施設及び運営法人への改善を強く指導し、併せて子どもたちへの心のケアを行い、再発の防止に努めたところです。

和歌山県人権施策基本方針に基づく分野別施策  
概要説明書に関する質問・意見等について

和歌山県人権施策推進審議会  
委員氏名 中 川 利 彦

|        |   |
|--------|---|
| 分野別施策名 | 子どもの人権について  |
| 関係課名   | 子ども未来課、県立学校課、障害福祉課  |
| 質問・意見等 | <p>軽度発達障害児童への対応について</p> <p>近時、発達障害児の存在とその潜在的児童数の多さが問題とされており、発達障害者支援法が成立施行されるに至っている。特に知的な遅れや運動発達の遅れがない、いわゆる軽度発達障害児（概ね知能指数が70以上の知的障害を伴わないもので、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などを含む）については、知的な遅れがないため学校などで健常な子どもと同じとみなされ、発達障害のあることが見過ごされてしまう例が多く問題となっている。</p> <p>発達障害児については早期に発見し、それに合った養育、教育を行なうことによって円滑な社会生活が送れるようになると言われる反面、学校等で適切な対応がなされないため、不適応を引き起こし、二次障害を起こすと言われている。この問題についてどのような対応をとっておられるのかご説明願いたい。また他府県での先進的な取り組みの有無等について研究、検討等しておられるのか等についてもご報告願いたい。</p> |
| 回 答    | <p>軽度発達障害については市町村が実施する乳幼児健診や市町村、児童相談所が行う児童相談及び、保健所における乳幼児発達相談指導事業の中で、早期発見と療育について家族及び保育所等関係機関職員への助言や指導を行っているところです。</p> <p>また、子ども・障害者相談センターに「子どもメンタルクリニック」を平成17年度から開設し、児童への診療と保護者に対するガイダンスを実施しています。</p> <p>保育所、幼稚園の職員に対しても研修等を通じて、軽度発達障害児童への理解と援助についての機会を持てるよう努めています。</p>   |

和歌山県人権施策基本方針に基づく分野別施策  
概要説明書に関する質問・意見等について

和歌山県人権施策推進審議会  
委員氏名 大 島 信 雄

|        |   |
|--------|---|
| 分野別施策名 | 子どもの人権について  |
| 関係課名   | 子ども未来課  |
| 質問・意見等 | <p>児童を虐待する親の生活環境はどうか、地域（人々のかかわり）生活や経済面（所得）は確保されているか等、生活上の実態調査することも必要ではと思います。</p> <p>地域から子どもを虐待しているという通報に対して、関係機関などの連携がはかれるネットワークの整備強化が必要と思います。</p>  |
| 回 答    | <p>生活環境だけが虐待の原因ではないと思われませんが、不幸にして、虐待という問題が生じた家庭を見てもみると、経済的な不安定や、地域とのつながりの希薄さが目立つことはかなりの割合になります。</p> <p>子どもを産み育てる中で、つまずいたり困ったことが出てきた時に気軽に相談できる人が居ると居ないのでは子育てで生じるストレスに大きな差が出ると思います。</p> <p>虐待を受けた児童に対する支援だけでなく、虐待者（保護者）への対応についても、今後の児童相談の中で大きな課題であると考えています。</p> <p>地域での虐待に対する取り組みとして、平成20年までに県内全市町村に虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置を数値目標として掲げ、行政だけでなく、子どもに関わる関係機関が連携をして、虐待防止に取り組んでいきたいと考えます。</p> <p>（平成17年3月末で県内30市町村中17市町村に設置）</p> |

和歌山県人権施策基本方針に基づく分野別施策  
概要説明書等に関する質問・意見等について

和歌山県人権施策推進審議会  
委員氏名 大 畠 信 雄

|        |  |
|--------|--|
| 分野別施策名 | 子どもの人権について   |
| 関係課 名  | 生涯学習課、県立学校課、小中学校課  |
| 質問・意見等 | <p>学校教育の中で各障害（身体・知的・精神）の現場体験施設見学を行い、障害者と交流を図り障害の特性等を知る機会を教育の一環として取り入れる。</p> <p>また、教師側の力量が問われることの重みを重要視し、教師の質を高めてもらえる環境整備を図る。教師の採用時には、体験や紆余曲折を重視した採用など考慮すべきと考えます。</p>   |
| 回 答    | <p>子どもたちが障害について理解を深めるためには、障害のある人との交流の機会を設け、一緒に過ごす時間や場を作るなどの体験が大切であると考えています。</p> <p>各学校においても、それぞれの学校や地域の状況、子どもの発達段階等に応じて、障害のある人を講師として招き、その方の「生き方」や「思い」を学んだり、盲・ろう・養護学校の児童生徒や作業所で働く方々との交流活動等に取り組んでいるところです。</p> <p>一方、指導にあたる教員の資質についてですが、小学校及び中学校の教員免許状の取得段階で、障害者、高齢者等に対する介護、介助、こうした方々との交流等を体験させることを目的として、社会福祉施設（保育所等一部施設を除く）等で5日間、盲・ろう・養護学校において2日間の合計7日間の「介護等の体験」が義務付けられています。</p> <p>また、教員採用選考検査の段階では、個性豊かで、多様な人材を幅広く確保するため、スポーツ・文化活動などの実績や教職経験を評価し、検査内容の一部を免除するなど、より人物評価重視の方向で実施しています。</p> <p>採用後も、教員が一定期間、福祉施設等でその職員として働くなど、様々な体験を教育に生かすことを目的とした社会体験研修や人権教育に関する各種の研修会を実施するなど、教員の指導力の向上に努めています。</p> <p>今後とも、教育委員会としましては今回のご質問の趣旨を踏まえながら取り組んでまいります。</p> |



和歌山県人権施策基本方針に基づく分野別施策  
概要説明書等に関する質問・意見等について

和歌山県人権施策推進審議会  
委員氏名 中 川 利 彦

|        |  |
|--------|--|
| 分野別施策名 | 子どもの人権について   |
| 関係課 名  | 子ども未来課、県立学校課、障害福祉課   |
| 質問・意見等 | <p>軽度発達障害児童への対応について</p> <p>近時、発達障害児の存在とその潜在的児童数の多さが問題とされており、発達障害者支援法が成立施行されるに至っている。特に知的な遅れや運動発達の遅れがない、いわゆる軽度発達障害児（概ね知能指数が70以上の知的障害を伴わないもので、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などを含む）については、知的な遅れがないため学校などで健常な子どもと同じとみなされ、発達障害のあることが見過ごされてしまう例が多く問題となっている。</p> <p>発達障害児については早期に発見し、それに合った養育、教育を行なうことによって円滑な社会生活が送れるようになると言われる反面、学校等で適切な対応がなされないため、不適応を引き起こし、二次障害を起こすと言われている。</p> <p>この問題についてどのような対応をとっておられるのかご説明願いたい。</p> <p>また他府県での先進的な取り組みの有無等について研究、検討等しておられるのか等についてもご報告願いたい。</p>                      |
| 回 答    | <p>LD、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒が小・中学校の通常の学級に約6%在籍していることが平成14年に実施された国の調査で明らかになりました。</p> <p>本県でも、これらの児童生徒に適切な指導・支援を行うことが重要であると考えています。</p> <p>平成15年度から文部科学省が実施している「特別支援教育推進体制モデル事業」（平成17年度からは「特別支援教育体制推進事業」）の委嘱を受けるとともに、県内の市町村立小・中学校や県立高等学校を対象に様々な支援体制構築に向けた取組を行っています。</p> <p>具体的には、</p> <p><b>1 研修会の開催及び充実</b></p> <p>小・中学校特別支援教育担当者研修会（平成17年度からは高等学校教員も研修に出席）及び盲・ろう・養護学校コーディネーター研修会並びに管理職研修の開催</p> <p>○今年度は、特に当該の児童生徒に対する教員の指導力を高めることが喫緊の課題であるため、特別支援教育の中心となる人材の育成を目指した、「特別支援教育スペシャリスト養成塾」を実施</p> |

養成人数：小・中学校教員約30名

研修日数：年間約11日間

## 2 小・中学校に対する相談及び指導体制の強化

小・中学校に巡回相談員を派遣し、指導方法・体制整備等について指導・助言

## 3 専門部会による困難事例への対応

医療、福祉、教育等の専門家からなる専門部会を設置し、巡回相談での指導困難事例の検討

## 4 啓発リーフレットの作成・配布

当該障害の理解啓発及び校内体制の構築を推進するために、小・中学校及び高等学校の全教員にリーフレットを配付（県教育委員会のホームページにも掲載）

○平成17年度

「学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症等の子どもたちの理解と支援について」

○平成18年度

「『気づき』からはじまる特別支援教育」

## 5 特別支援教室への設置を見据えた県単独事業の実施

田辺市、橋本市及び和歌山市にモデル事業を委嘱し、通級指導の在り方や特別支援教室の在り方に係る調査研究を実施

## 6 当該児童生徒への支援のため非常勤講師の配置

平成17年度から、当該障害のある児童生徒が在籍している小・中学校及び高等学校へ学力アップ非常勤講師を配置

○平成18年度は計43校

（内訳 小…17校、中…17校、高校…9校）

一方、ご指摘のように本案件については本県のみならず他府県でも重要な課題として受け止めており、都道府県教育委員会等指導事務主管部課長会等で協議や情報交換を行っています。

（他県における同様の対応）

・岐阜県：特別支援教育アシスタント設置事業

（小学校140人、中学校10人の児童生徒を対象に有償ボランティアの配置）

・兵庫県：ひょうご学習障害相談室の開設（専門相談員等9名による電話及び面接相談）等

今年度は、教育委員会の諮問機関である「きのくに教育協議会」において、本県の特別支援教育の在り方について審議いただくことになっております。

協議内容や提言を参考に、本県の特長も考慮した施策の策定を行っていきたくと考えています。

和歌山県人権施策基本方針に基づく分野別施策  
概要説明書等に関する質問・意見等について

和歌山県人権施策推進審議会  
委員氏名 中 川 利 彦

|        |   |
|--------|---|
| 分野別施策名 | 子どもの人権について  |
| 関係課名   | 子ども未来課、県立学校課、障害福祉課  |
| 質問・意見等 | <p>軽度発達障害児童への対応について</p> <p>近時、発達障害児の存在とその潜在的児童数の多さが問題とされており、発達障害者支援法が成立施行されるに至っている。特に知的な遅れや運動発展の遅れがない、いわゆる軽度発達障害児（概ね知能指数が70以上の知的障害を伴わないもので、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などを含む）については、知的な遅れがないため学校などで健常な子どもと同じとみなされ、発達障害のあることが見過ごされてしまう例が多く問題となっている。</p> <p>発達障害児については早期に発見し、それに合った養育、教育を行なうことによって円滑な社会生活が送れるようになると言われる反面、学校等で適切な対応がなされないため、不適応を引き起こし、二次障害を起こすと言われている。この問題についてどのような対応をとっておられるのかご説明願いたい。また他府県での先進的な取り組みの有無等について研究、検討等しておられるのか等についてもご報告願いたい。</p> |
| 回 答    | <p>ご質問の軽度発達障害児童を含む発達障害者支援体制整備事業として、①発達障害者支援センターの運営事業、②圏域支援体制整備モデル事業、③県全体の支援体制検討事業の3事業を実施しています。</p> <p>今後とも、発達障害者支援センターを核とした各圏域での支援体制整備に努めるとともに、特別支援教育と連携した取組を進めることとしています。</p>   |

和歌山県人権施策基本方針に基づく分野別施策  
概要説明書等に関する質問・意見等について

和歌山県人権施策推進審議会  
委員氏名 中 川 利 彦

|            |   |
|------------|---|
| 分野別施策名     | 子どもの人権について  |
| 関係課名       | 青少年課  |
| 質問・意見等     | <p>「平成18年度和歌山県人権施策基本方針関係事業一覧」の11頁と12頁に記載の事業名「青少年補導センター助成」、「非行防止対策」、「青少年よ！一念発起」、「青少年相談・環境浄化」について、各事業はいずれも青少年の健全育成、非行防止対策と思われるが、具体的な事業の内容と実状及び成果についてご教示願いたい。</p>  |
| 回答<br>(再掲) | <p>1 青少年補導センター助成事業<br/>地域における青少年の非行防止等の中核的機能を果たす県下17青少年センターに対し、総額265万円の補助金を交付するとともに、センター職員の研修大会を共催し、各種青少年問題に助言するなど地域における青少年の健全育成を推進しています。</p> <p>2 非行防止対策事業<br/>非行等の問題行動を起こしやすい中学生の健全育成を図るため、新中学生の保護者を対象に健全育成と非行防止の着眼点を記載した冊子「いよいよ中学生」を配布するとともに、和歌山の非行概要や時代に応じた非行問題等に焦点を当てた冊子を作成したうえ、補導センター・警察等の関係機関に配布して連携を図り、地域住民との会合に活用するなど広く県民に青少年の非行問題を広報し、青少年健全育成の重要性を訴えています。</p> <p>3 青少年よ！一念発起事業<br/>地域のボランティア団体、青少年団体等と連携・協力し、社会奉仕活動や勉強支援活動、スポーツ活動などを行うことができる継続的活動の場の構築を通じ、非行等の問題を抱える青少年の立ち直りを支援しています。平成17年度は、11名（暴走族3人、常習窃盗少年1人、仙浜学園生徒7人）の支援活動を実施し、常習窃盗少年については、現在のところ非行がなく、他の10人については、全員が進学あるいは、就職をしています。</p> <p>4 青少年相談・環境浄化事業<br/>青少年を取り巻く環境は、これまでの有害図書・玩具に加え携帯電話やパソコンの爆発的普及や性に関する意識の変化等を背景にインターネットを使用した援助交際や有害な営業、メディアが出現するほか、過激なゲームソフトの流出など、一昔前には考えられない社会となっています。このような状況の中、青少年の健全育成を図るため、環境実態的確な把握と業者に対する自主規制を促進するため、平成18年度から、青少年センター4カ所にOB教員等を配置し、青少年に対する有害環境浄化を実施しています。</p> |

和歌山県人権施策基本方針に基づく分野別施策  
概要説明書等に関する質問・意見等について

和歌山県人権施策推進審議会  
委員氏名 中 川 利 彦

|        |   |
|--------|---|
| 分野別施策名 | 高齢者の人権について  |
| 関係課名   | 長寿社会推進課   |
| 質問・意見等 | <p>地域包括支援センターの包括支援事業の中に権利擁護事業が位置付けられているが、成年後見制度の利用促進もこれに含まれている。<br/>また高齢者虐待防止法でも同制度の積極的利用が必要とされている。<br/>当県では和歌山市以外、市町村長による成年後見申立（老人福祉法）の例がほとんどないように思うが、その実情及び県としても市町村に対し、市町村長申立を積極的に行なうよう指導助言するなどの対応は必要ないか。</p>   |
| 回 答    | <p>市町村長の申立てによる成年後見制度の利用については、委員お話のとおり、現時点ではほとんどない実情でございます。</p> <p>県といたしましては、市町村長の申立てがあまり普及しない背景には、申立手続きが煩雑で時間がかかることや、制度が十分理解されていないこともあるように思われます。<br/>そのため、昨年7月に地域福祉権利擁護事業関係機関連絡会議のご協力を得て、「市町村長申立ての手引き」を作成し、各市町村に配布の上、普及を働きかけたところでございます。</p> <p>また、本年4月1日の改正介護保険法に基づき、市町村に地域包括支援センターが設置されることになりました。<br/>現在、県内に42箇所が設置されていますが、その職員や市町村職員を対象に、裁判所からの成年後見制度の説明、県社会福祉協議会が実施しています地域福祉権利擁護事業の説明を県内3箇所で開催し、本制度の理解普及に努めているところです。</p> |

和歌山県人権施策基本方針に基づく分野別施策  
概要説明書等に関する質問・意見等について

和歌山県人権施策推進審議会  
委員氏名 中 川 利 彦

|              |   |
|--------------|---|
| 分野別施策名       | 障害者の人権について  |
| 関係課名         | 障害福祉課   |
| 質問・意見等       | <p>知的障害者及び精神障害者について、その権利擁護のため市町村長による成年後見の申立をすることが法律上認められているが、当県ではほとんどその実例がないと聞く。しかし施設によっては入所者が多額の預金を有していたり、そうでなくても障害年金等を毎月受給しているところ、親族がこれを事実上管理し、自己のために消費する例が少なからず見受けられる。また施設が多額の預金を事実上管理していることの相当性も問題である。</p> <p>従って、県として市町村に対し、積極的に市町村長による成年後見の申立を行う指導助言すべきではないかと思うがいかがでしょうか。</p> <p>また、「平成18年度和歌山県人権施策基本方針関係事業一覧」の24頁に記載の事業名「発達障害者支援体制整備」について、事業の具体的な内容、発達障害者支援センターの実状及び成果についてご教示願いたい。</p>   |
| 回 答<br>(再 掲) | <p>1. 成年後見制度の利用促進については、障害者の家族や支援者に対する制度啓発と併せ、市町村による成年後見の申立を適切に実施することが重要であると認識しています。</p> <p>そのため、市町村や市町村社会福祉協議会、障害者施設が実施する成年後見制度説明会に講師を派遣し利用啓発を実施するとともに、市町村障害福祉担当職員に対する市町村長申立事例研修会を実施することとしています。</p> <p>2. 発達障害者支援体制整備については、①発達障害者支援センターの運営事業、②圏域支援体制整備モデル事業、③県全体の支援体制検討事業の3事業を実施しています。</p> <p>(1) 発達障害者支援センター ポラリスの運営<br/>(社)愛徳園に委託し、①相談支援、②学校、保育所・幼稚園、障害者施設等に対する技術指導、③関係機関との連携による就労支援、④講師派遣等による普及・啓発を実施することとしています。</p> <p>(2) 圏域支援体制整備モデル事業<br/>田辺市が西牟婁福祉圏域を対象に、(社)和歌山県福祉事業団に委託し、相談支援事業を実施することとしています。</p> <p>(3) 県全体の支援体制検討事業</p> <p>17年度事業成果を検証しつつ、ポラリスを核とした各圏域での支援体制整備について検討することとしています。</p> <p>発達障害者支援センターの実情及び成果については、センターを愛徳医療センターに付置し、医師2名(非常勤)、臨床心理士1、言語聴覚士1、社会福祉士1、発達相談員1(非常勤)、作業療法士1(非常勤)、の専門スタッフが従事し、平成17年10月開所から平成18年3月末までの間に、延べ306件の相談支援、小学校等8カ所に対する技術指導、10回の講師派遣等を実施しています。</p> |

和歌山県人権施策基本方針に基づく分野別施策  
概要説明書等に関する質問・意見等について

和歌山県人権施策推進審議会  
委員氏名 大 島 信 雄

|        |   |
|--------|---|
| 分野別施策名 | 障害者の人権について  |
| 関係課名   | 障害福祉課   |
| 質問・意見等 | <p>発病まもない精神病患者をもつ家族は、精神病による精神障害についての知識が無く、悩み相談をどこですればよいか知らない家族、本人が多い。民間が実施している電話相談をもっと充実させる。行政と協働するシステム作りを検討すべきと思います。気軽に相談できる環境整備が必要と思います。</p> <p>精神病患者のリハビリテーション（人権の復権）のために、市民に対して「心の病は誰にでも罹る病気である」という啓発活動の展開が必要です。思春期時の生徒（中・高校生）を対象に学校教育の中に取り入れ啓発する。</p>  |
| 回 答    | <p>精神障害者に関する悩み相談については、保健所、精神保健福祉センターをはじめ、各種行政機関に窓口を設置し、電話相談等を通じてその対応をしているところです。しかし、悩み相談を広く受けることができるようにするためには、行政や公的機関だけでなく、NPO法人等の団体においても、その経験を活かして相談が受けることができるようにする必要があります。実績のある団体等と協議し、相談が受けられる環境整備について検討してまいります。</p> <p>県教育委員会では、県人権教育基本方針に基づき人権教育指導者用手引や資料集等を作成し、学校教育の様々な場面において人権教育に取り組んでいると聞いております。今後は学校教育の中で、発達段階等を考慮に入れながら、精神障害に関する理解を深める学習を進めるよう教育委員会と連携を取ってまいります。</p> |

